

研究所等における共同研究の申請・採択基準

1. 基本的な考え方

本基準における共同研究とは、研究所として設定された研究課題または研究上の重点領域に基づき、研究所等が実施する共同研究プロジェクトをいう。本学の専任教員が主たる研究者となって研究組織を設立し、互いの専門性を活かしながら共同で研究課題の探究にとりくむ研究活動とし、その成果は研究所に帰属するものであり、共同研究に携わる研究者は、研究所とともに本学の関係者および社会に対して成果を積極的に発信し、評価を得なくてはならない。

以上の趣旨に基づき、共同研究の申請ならびに採択にあたっては、研究所の設立趣旨、研究所としての研究課題または研究上の重点領域、共同で研究する必要性、本学の関係者および社会へ成果を還元する意義、成果の波及性等を重視する。そのため、個人研究の単なる延長や補完にとどまる計画は共同研究として採択の対象としない。

2. 採択基準

(1) 研究所の研究方針との整合性

- ・ 研究所の目的や重点研究領域と明確に関連していること。
- ・ 研究所において実施する必然性があること。

(2) 共同研究としての実質性

- ・ 当該研究所の構成員として発令された複数名の研究者が、共同研究の期間中、研究活動に常時参画し活動していること。
- ・ 上記の共同研究者のうち本学の専任教員、特任教員が主たる研究者であること。
- ・ 共同研究に際して各研究者の担当分野が明確に示され履行できること。
- ・ 名義貸しのような行為が共同研究の申請に当たり行われていないこと。
- ・ 研究内容及び構成員に実質的な変更を伴わない類似研究の継続的な申請でないこと。

(3) 個人研究では達成困難な研究課題か

- ・ 共同研究でなくてはならない理由が明確に示されていること。
- ・ 個人研究の単なる延長や補完にとどまらない理由が明確に示されていること。

(4) 研究所としての成果創出が見込まれるか

- ・ 研究成果を学内誌で発表する場合には、当該共同研究が所属する機関の媒体で発表する等研究所名義で発信し、広く評価を得る具体的計画を有すること。
- ・ 上記計画の中に刊行物、研究会、シンポジウム等への展開を含め、研究所としての成果還元を優先した研究成果の発表計画が具体的に準備されていること。
- ・ 中間報告の機会をもって研究成果への期待・関心を高める過程が具体的に準備されていること。

(5) 研究成果の蓄積・継承への寄与

- ・ 共同研究で得られた研究資料やデータが研究所に蓄積される計画になっていること。
- ・ 上記の研究資料やデータが、一定の手続きを経たうえで、本学の関係者または研究成果に関心を寄せる学外者によって有効に活用される計画になっていること。

(6) 研究計画・予算計画の妥当性

- ・ 研究所研究費としての使途が明確で、構成員の個人研究費や他の共同研究費と混同されることなく区別されていること。

3. 申請要件

(1) 構成員

- ・ 共同研究のための構成員は、その半数以上を当該研究所所属の専任教員、特任教員とし、代表者は専任教員、特任教員が務めること。
- ・ 専任教員、特任教員以外の構成員は、共同研究の遂行に必要な人員に限定し、当該研究所の構成員として発令された者であること。

(2) 外部資金獲得への展開

- ・ 共同研究の申請に当たっては、研究期間中、または研究期間終了後に科研費や学外研究助成等、競争的外部資金への申請を要件とすること。
- ・ 代表者は、競争的外部資金の申請後、必ず研究所に報告し、さらに研究所は研究政策・企画会議に報告すること。
- ・ 代表者は、競争的外部資金の審査結果を研究所へ、また研究所は研究政策・企画会議へ報告すること。

(3) 申請件数・申請回数の制限

- ・ 一個人が代表者として同時に申請できるのは、本学全体で1件のみとする。
- ・ 代表者は、新たな共同研究を申請するにあたり、過去に実施した共同研究の成果発表を完了していなければならない。また、前の研究の終了後、その研究期間と同じ長さの期間が経過するまでは、次の共同研究を申請することができない。

(4) 研究期間の制限

- ・ 共同研究の研究期間は3年以内を原則とする。

(5) 予算の制限

- ・ 1研究所当たり2,000千円を上限とする。
 - ・ 複数年度の共同研究は、前年度の予算執行率が70%を下回る場合、その合理的な理由を研究所に報告し、研究所は研究政策・企画会議に報告し承認を得ること。
 - ・ 共同研究の予算のうち、旅費交通費、機器備品・用品費の執行可能限度額は、いずれも全体予算の50%以内を原則とする。
 - ・ 専任教員、特任教員以外の構成員に対しては共同研究費の執行限度額を設け、その理由を記すこと。
 - ・ 専任教員、特任教員以外の構成員が予算の執行限度額を超えて研究費を執行することは原則認めない。本人の責によらないやむを得ない事情により執行限度額を超えて執行する必要がある場合は、事前に研究政策・企画会議に相談し、承認を得ること。
- (例) 為替変動による旅費の増加、交通機関の運賃改定 等

4. 予算使途に関する考え方

共同研究の予算は、研究者個人の研究活動を主目的とする支出や、専任教員、特任教員に配分される個人研究費で賄うことが適当な経費に対しては充当することはできない。

5. 経過措置

本申請・採択基準は、2027年度予算申請分から適用するものとし、新規及び継続中の共同研究のいずれにも適用する。ただし、既存の共同研究との関係上、やむを得ず1研究所あたり2,000千円の上限額を超過する場合には、移行期間における措置として、継続課題に限り、研究政策・企画会議が個別に判断する。